

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における外資再投資に対する税額控除制度

中国財政部・国家税務総局・商務部は 2025 年 6 月 30 日、外国投資家が中国子会社から受け取った配当を中国国内に直接投資した場合、税額控除を認める制度（公告 2025 年第 2 号）を新たに公表しました。

これにより、従来の「繰延課税制度」に加えて、税額控除による優遇が選択肢として加わり、外資企業にとって中国における資金の再投資の魅力が一層高まることが期待されます。

1. 制度の概要

項目	内容
適用期間	2025 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日 (※期間終了後も控除残高はゼロまで使用可能)
控除内容	配当を中国国内再投資に充てた場合、投資額の 10%を企業所得税額から控除
繰越適用	当年で控除しきれない分は翌年度以降に繰越可能
租税条約との関係	控除額の算定方法として「再投資額の 10%」又は「適用条約の配当税率 (10%未満の場合)」のいずれかを選択可能 (※変更可否は所轄当局に確認することを推奨します)

2. 適用される投資と実務要件

1) 対象となる配当

本制度の対象は、中国本土の居住者企業が実際に分配した留保利益に基づく配当などの権益性投資収益です。未分配のままの利益や、配当と認められないものは範囲外となります。

2) 投資の形態

再投資は新会社設立、増資、持分（株式）取得といった権益性の直接投資が前提です。一方、上場会社の株式（新規発行の引受、既存株の取得等）は原則対象外で、戦略的投資として一定の要件を満たす場合に限り例外が認められます。

3) 投資先の産業要件

投資先は、原則として「外国投資奨励類産業目録」に記載された全国レベルの奨励産業に該当する必要があります。産業政策との整合性が重視されるため、政策に適合するか事前確認が求められます。

4) 保有期間

再投資期間については、少なくとも 5 年間（60 か月）の継続保有が必要です。期間内の回収・処分があった場合には、控除の見直しや追納の可能性が生じます。

5) 資金の流れ

現金再投資は配当を支払う企業の口座から、投資先（または株式譲渡先）へダイレクトに送金する経路を取る必要があります。現物・有価証券による再投資でも所有権が配当企業から投資先へ直接移転する必要があり、いずれも第三者口座の経由や一時保有は認められません。

3. 実務対応のポイント

1) 資金フロー設計

配当を原資とする再投資は、配当支払企業の口座から投資先（または株式売り手）口座へ直接送金する経路を設計することが必要です。現物・有価証券による再投資でも所有権の直接移転が求められます。第三者口座の経由や一時滞留を避けるため、契約条項・権限フロー・送金証憑・台帳の整合を事前に設計しておくことが推奨されます。

2) 控除方式の選択

税額控除は、再投資額の10%方式と、適用租税条約の配当税率（10%未満の場合）に基づく方式のいずれかを選択します。選択した方式は原則として継続適用されますので、将来の配当・売却を含むシナリオを事前に比較し、意思決定の根拠を社内文書化することが望まれます。

3) 遡及適用の検討

2025年1月1日以降かつ公告公布日前に行った再投資でも、要件を満たす場合は適用申請が可能です。ただし、控除に充当できるのは公布日以降に発生する税額に限られます。

4) 手続と証憑

税務当局向けの「再投資税額控除情報報告表」、「扣繳企業所得税報告表」および商務主管部門が発行する「利益再投資状況表」等の所定の資料を整備・提出する必要があります。

お見逃しなく！

本制度は、外資企業にとって中国事業への再投資に実質的な税務上のインセンティブを付与する一方、投資形態・資金経路・奨励産業・5年保有の各要件を同時に満たす実務設計が必要です。適用租税条約の可否や控除方式（10%方式／協定税率方式）の選択によって実効税率は大きく変わり得るため、投資計画の初期段階から制度適合性の検証と数値シミュレーションなど、専門家のサポートを得ながら実施することを推奨します。